

A ground prescription itself for a submission is altered.

提出の根拠条文そのものが変わるのだ。

提出書類		有価証券報告書	四半期報告書
根拠条文	原則規定通りに提出される場合	金融商品取引法 第二十四条の一 (有価証券報告書の提出)	金融商品取引法 第二十四条の四の七 (四半期報告書の提出)
	提出期限の延長を申請し、内閣総理大臣の承認を受けた上で提出される場合	企業内容等の開示に関する内閣府令 第十五条の二 (有価証券報告書等の提出期限の承認の手続等)	企業内容等の開示に関する内閣府令 第十七条の十五の二 (四半期報告書の提出期限の承認の手続等)